第８号様式（第２条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

沿 岸 荷 役 実 績 報 告 書 （　　年 度）

港　　事業者名

区　　分	取 扱 貨 物 量 （ ト ン ）
総トン数500トン（内航海運業法施行規則（昭和27年運輸省令第42号）第９号様式備考１括弧書の船舶にあつては510トン）未満の接岸船舶に係る積卸しのうち当該船舶の揚貨装置を使用しないで行つたもの	
接岸船舶に係る積卸し（上記の積卸しを除く。）に直接に接続して行つた沿岸荷役	
はしけ積卸し	
荷さばき場から荷さばき場への横持ち	
コンテナ詰出し	

備考

1　この報告書は、一般港湾運送事業者及び港湾荷役事業者（港湾荷役事業の許可を受けた者をいう。）が、自ら行つた沿岸荷役について港湾ごとに作成すること。

2　取扱貨物量は、港湾運送事業法施行規則（昭和34年運輸省令第46号）第11条の６に規定する算出方法により算出し、小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。